

令和2年度 事業計画

社会福祉法人香春町社会福祉協議会

1 基本方針

香春町においても高齢化が進み、在宅で介護を必要とする高齢者のニーズが高まる一方で、介護者の生活環境の変化や介護力が低下しているため、介護保険制度を利用する要介護者は増加傾向にあります。

また、核家族化の進展・経済の低迷・地域コミュニティの希薄化などで障がいのある人・児童・高齢者世帯・低所得世帯における日常生活が大幅に変化しており、状況に応じた支援が急務となっています。

このような中で社会福祉協議会では、地域福祉センター「香泉荘」を福祉の拠点として、介護保険事業・一般入浴事業・生活福祉資金貸付事業などを実施し、また、地域福祉を推進するうえで、ボランティア団体・民生児童委員協議会などの福祉団体と連携を図り、地域の様々なニーズに応えるため、本年度は次の事項に重点をおき事業を推進する。

2 重点目標

(1) 幸せを高める運動の推進「心配ごと相談」の利用拡充

町民の生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言を行うため、毎月第3木曜日に心配ごと相談所を開設する。

(2) 地域福祉センター「香泉荘」の管理運営

施設の管理を行うと共に、町民の憩いの場・生きがい活動の場・情報収集等の場としての事業を実施する。

(3) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者・障害者又は高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。

(4) 児童及び少年の健全育成に対する助成

児童の豊かな心を養うことを目的に町内の小学校5年生全員に福祉教育読本「ともに生きる」を配布する。

- (5) 各種団体の指導及びに援助
8 団体における活動の推進及び社会参加の促進を図るため、必要な指導及び活動費等を援助する。
- (6) 社会を明るくする運動の実施
保護司会と連携を図り、社会を明るくする運動の啓発及び花の苗を各小中学校に贈呈する。
- (7) 金婚式該当者に対する記念品の贈呈
結婚50周年を迎えられたご夫婦に対し、地域社会の発展に寄与された敬意を表し、記念品を贈呈し祝福する。なお、香春町役場発行の「広報かわら」にて周知し該当者を募る。
- (8) 原爆被爆者に対する援助
被爆者健康手帳所持者に労いの意を表し、年1回見舞金を贈る。なお、香春町役場発行の「広報かわら」にて周知し該当者を募る。
- (9) 介護慰労金の支給
介護保険制度で、重度の介護を必要とする「要介護5」と認定された高齢者等を、在宅で介護している家族に労いの意を表し、年1回慰労金を贈る。なお、香春町役場発行の「広報かわら」にて周知し該当者を募る。
- (10) 災害罹災者に対する見舞金の支給
火災・震災及び風水害等により罹災した場合に、町民の福祉の増進を図ることを目的とし見舞金を贈る。
- (11) 日常生活自立支援事業の実施
認知症高齢者、知的障害者等判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方に対し、福祉サービスの利用や日常的金銭管理の援助を行う。
- (12) 通所介護事業の実施
介護保険法により、在宅で介護が必要とされる者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、地域福祉センター「香泉荘」において、生活指導・健康チェック・入浴・食事等のサービスを提供する。なお、従事する職員の質の向上を図るため研修計画書に基づき研修等を実施する。
- (13) 居宅介護支援事業の実施
介護保険法により、要介護者又は要支援者が在宅において日常生活を営むために必要なサービス及び介護保険施設への入所が適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成する。なお、従事する職員の質の向上を図るため研修計画書に基づき研修等を実施する。
- (14) 介護予防事業の実施
介護予防及び介護状態の悪化を防ぐため、身体機能の維持向上や閉じこもり防止等に係る事業を行う。

- | | |
|-------------|-------|
| ①介護予防リハビリ教室 | 月 1 回 |
| ②介護予防教室 | 年 1 回 |
| ③介護予防音楽教室 | 月 1 回 |
| ④介護予防運動教室 | 週 2 回 |

(15) サロン活動に伴う指導及び援助

地域の住民が中心となって、その地域に住む高齢者等を対象とした閉じこもり予防・健康づくり等を行うふれあい・いきいきサロン活動に対し、必要な指導及び援助を行う。

(16) 赤い羽根共同募金運動の実施

各区長・組長を通じて、全町民に募金の協力をお願いし、地域福祉を推進するための貴重な財源を確保する。

(17) 賛助会費の募集

本会の目的に賛同した賛助会員より、各区長・組長を通じて会費の納入をお願いし、地域福祉を推進するための貴重な財源を確保する。

(18) 広報活動の充実

社会福祉広報を発行し、各世帯に配布することで、社会福祉協議会の事業等における周知を行う。

(19) 自発的活動支援事業の実施

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等・その家族・地域住民等により地域での自発的な取組ができるための支援を行う。

(20) 理解促進研修・啓発事業の実施

地域住民等に対して、障がい者等の特性について分かりやすく解説するとともに、講演会やイベント等で実際に交流し理解を深める。

(21) 福祉避難所の開設

近年多発している集中豪雨や台風などの自然災害が発生した場合で、指定避難所での避難所生活が困難な要援護者等を受入れ、日常生活上の支援を含めた相談等を行う。

(22) 相談支援事業の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、利用者が希望する自立した日常生活が営むことができるようサービス等利用計画を作成する。

(23) 緊急一時配食事業の実施

生活保護の申請から受給までの期間においての生活困窮者に対し、生活福祉資金貸付事業（緊急小口資金）が申請できる。しかし、申請者の所持金で資金の入金まで食の確保ができない者が増加傾向にあり、弁当を提供す

ることで生命の維持を図る。

(24) 生活困窮家庭等児童支援活動の実施

不登校児童やネグレクトの疑いのある児童などの居場所作りのため、住民が主体となり取り組んでいる「子ども食堂」を側面的に支援する。

(25) ふくおかライフレスキュー事業の実施

社会福祉法人が連携し柔軟に対応する「ふくおかライフレスキュー事業」に加入し、本町における制度の狭間の諸問題や生計困難等の新たな福祉課題の解決に取り組む。